官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務四三）　一
〔その他告示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務三四〇）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団共済規程等の一部変更、参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　四

省令

○法務省令第四十三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条、第七条の二第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条第一項、第二十二条の二第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月八日

法務大臣　鈴木　馨祐